

## 訪日インセンティブツアーおもてなし支援 実施要綱

### (目的)

第1条 一般財団法人徳島県観光協会（以下、観光協会という）は徳島県内における訪日インセンティブツアーの開催を促進するため、その主催者及び参加者を対象として、県内開催における満足度向上を目的とした物的支援を行うものとし、その支援に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱で対象とする「インセンティブツアー」とは、企業等が主催する報奨・研修・社員慰労・招待旅行等、及びそれに準ずる旅行を指す。また、行程に社内イベント（講演会、表彰式、貸切パーティー、社内会議、各種セミナー、研修、チームビルディング等）の要素を含むものとする。

2 「参加者」とは、オンライン参加者、外部委託による運営事務局、ツアー添乗員等を含まないものとする。

### (支援対象)

第3条 支援の対象となる者（以下、「支援対象事業者」という）は海外の参加者を含むインセンティブツアーの主催者又は主催者から委託を受けた者とする。

2 支援対象となるインセンティブツアーは、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 海外からの参加者が20名以上であること。
- (2) 徳島県内の宿泊施設で1泊以上していること。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援の対象としな  
い。ただし、観光協会との協議により特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 政治目的又は宗教目的であるもの
- (2) 営利を目的としたもの
- (3) 募集型企画旅行
- (4) 文化・スポーツ・競技・イベント
- (5) クルーズ船で徳島に寄港する催事で、船から降りて行う懇親会やエクスカージョン等を含まないもの
- (6) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団の構成員等」と略記）
- (8) 暴力団の構成員等の統制の下にある企業又は団体

(9) その他、不適切と判断されるもの

4 当事業の申請において、申請書類の提出を日本語で行えること。ただし、固有名詞などはその限りでない。

5 支援対象期間は、令和7年9月1日から令和8年3月31日までの期間とする。

#### (支援内容)

第4条 支援内容は次の各号に掲げる項目とし、支援対象事業者は1つのみを選択することができる。ただし、(1)阿波おどりの特別公演を選択する場合は、海外からの参加者が50名以上であることを要件とする。

(1) 阿波おどりの特別公演

(2) 徳島県名産品の提供

(3) 空港または港湾等でのお出迎え

2 阿波おどりの特別公演については、出演にかかる場所、音響機材、控え室、その他必要となる機材等について、支援対象事業者の負担において準備すること。

3 既に手配を行った支援メニューのキャンセル、内容の変更は、支援メニューを実施する事業者のキャンセルポリシーに則り、キャンセル料金が発生する場合がある。ただし、自然災害発生時はその限りではない。

#### (支援申請)

第5条 支援対象事業者は、実施予定日より起算して原則30日前(土日祝日含む)までに、次に掲げる書類を一般財団法人徳島県観光協会理事長(以下、理事長という)に提出するものとする。

(1) 訪日インセンティブツアーおもてなし支援申請書(様式第1号)

(2) 開催概要(趣旨、実施内容が明記されたもの)又は行程表

(3) 参加者名簿(参加者の氏名と、海外参加者は出発地または所在地の国名の記載が必須)

2 前項の規定にかかわらず、令和7年9月15日までに開催される催事は、令和7年8月20日を申請期限とする。

3 支援事業に係る経費が予算額に達する場合、支援対象期間内であっても受付を停止し、その取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 原則として、申請総額が予算額に達する日を受付停止日とする。その日までに申請書類等の不備なく、申請が完了しているものを有効な申請とする。書類不足、その他不備が生じている申請については一切受け付けない。

(2) 受付停止日及び予算に関する問い合わせは一切取り扱わない。

(申請の承諾)

第6条 観光協会は、申請を受けたときは、申請書等の書類を審査し、その申請内容が適当であると認めるときは、当該申請者にその旨をおもてなし支援承諾書(様式第2号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 支援対象事業者は、申請の取り下げをする場合は、取下げ届出書(様式第3号)を催事の1週間前までに理事長へ提出しなければならない。

(申請内容の変更申請)

第8条 支援対象事業者は、支援対象となるインセンティブツアーの開催にあたり、申請の内容に変更がある場合は、速やかに申請内容変更届出書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。ただし、開催期間に変更が生じる場合、第3条5項に定める支援対象期間を超えての支援は行わない。

(申請内容の変更承認)

第9条 理事長は、助成金の事業計画変更承認の申請があったときは、その内容を審査し変更を承認すべきものと認めるときは、申請内容変更承認通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(アンケートの提出)

第10条 支援対象事業者は、実施終了後より起算して原則20日以内(土日祝日含む)に指定の様式によりアンケートの回答を行うこと。

(周知義務)

第11条 支援対象事業者は、支援実施の場において、参加者に対し徳島県からのおもてなし支援を受けている旨の周知を行わなければならない。

(現場の調査)

第12条 観光協会は、必要に応じておもてなし支援の対象となるインセンティブツアーの開催状況調査を行うものとし、支援対象事業者はこれに協力するものとする。

(支援の取消し等)

第13条 観光協会は、次に掲げる場合には第6条の承諾の内容の全部又は一部を取り消し、若しくは変更することができる。

- (1) 法令又はこの要綱若しくはこれらに基づく理事長の処分又は指示に違反した場合
- (2) 申請に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
- (3) 支援の決定の後に生じた事情の変更等により、第3条で定める支援条件に適合しな

くなった場合

- 2 理事長は前項の取り消し又は変更をした場合、若しくは主催者又は委託を受けた旅行会社の自己都合によりインセンティブツアーの開催が中止となった場合において、すでに支援の実施に係る費用が発生している時は、期限を付して当該費用の全部又は一部を請求する事ができる。

(免責事項)

第 14 条 当事業の履行において事業者間で発生した問題に対し、観光協会は一切関与しない。

(催事情報の公開)

第 15 条 観光協会及び徳島県は、おもてなし支援の実績として、支援対象事業者が開催したインセンティブツアーの概要の一部（業種、開催期間、開催場所、参加者数、内訳）を公表することができる。

(書類の管理)

第 16 条 支援対象事業者は、おもてなし支援を受けた日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

(個人情報の管理)

第 17 条 取得した個人情報については、本事業の範囲内でのみ使用する。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めのない事項については、観光協会と徳島県が協議して決定する。

附則 この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。